

# 厚生常任委員会

平成23年2月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	福 祉 課 長	佐藤 滋生
福 祉 課 参 事	清水 修一	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	西巻 昭男	国保医療課参事	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

町 長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、吉野委員、飯高委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1. 継続審査案件であります（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。また、3. 各課報告事項の（9）斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱についても、関連する事項ですので併せて説明をいただきたいと思います。

それでは、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今回につきましては、1点目として、斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）について、2点目として、可燃ごみ委託処理の進捗状況について、3点目として、平成23年度生ごみ分別収集モデル事業について、そして4点目として、バイオマス利活用推進協議会の設置について、の4点につきまして、ご説明・ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の斑鳩町一般廃棄物処理基本計画（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、去る平成22年11月18日に開催されました当委

員会におきまして、策定の法的根拠等につきましてはご説明をさせていただいておりますので、そのあたりの説明は割愛をさせていただきまして、計画の内容につきまして資料1-①によりご説明させていただきます。

まず、資料1-①の表紙の裏面、目次をご覧くださいと思います。

今回の処理基本計画は6章構成となっております。現処理計画は、3章で構成しておりますが、平成20年に示されました国のごみ処理基本計画策定指針によりまして、処理計画に記載する事項の追加もございましたので、今回策定をいたします計画は6章構成に増えているところであります。

1ページから2ページの第1章では、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、期間、対象を示しております。現計画の期間は5年ではありますが、今回策定する計画は、国の指針にもとづきまして、平成23年度から10年間とし、5年後の平成27年度を中間目標年度として見直しを行うことを示しております。

次に、3ページの第2章では、地域の特性といたしまして、これまでの人口の推移と町内事業所数などの推移を示しております。

次に、4ページから10ページにかけて、第3章としてごみ処理の現状と課題を示しております。

4ページは、平成23年1月現在の当町のごみ処理の流れについてまとめたもので、5ページから9ページまでは、ごみの排出量、リサイクル率、中間処理、最終処分の状況、ごみ処理経費の状況につきまして、過去5年間の推移をまとめております。また、10ページでは、衛生処理場の老朽化、最終処分場の残余容量の逼迫、資源化に伴う処理費用増加の3点を現在のごみ処理に関する課題としてまとめております。

次に、11ページから12ページに、第4章として人口及びごみ排出量の将来予測を示しております。人口につきましては、平成32年度では27,000人と1,600人減少すると予測されております。ごみ排出量の将来予測では、現状の取り組みのまま推移した場合の予測値を示しております。

現状の取り組みのまま推移した場合、人口減によりまして、ごみ排出量は若干減少いたしますものの、リサイクル率は40%程度で推移し、リサイクルされない残り60%は焼却や埋立て処理ということになります。さまざまなごみ処理の課題を解決し、今後、ごみとして処理する量を限りなくゼロに

近づけていくためには、この将来予測値以上に、ごみの排出量を減らし、リサイクル率を高めていく必要がございます。そこで、今後、どのような目標をたて、どのような取り組みを行っていくのかということをも13ページから21ページまでの第5章、基本計画で示しております。

まず、13ページであります。この計画の基本理念として、これまでの「発生したごみを処理する」という考え方から、「生産段階からごみを出さない、資源の浪費、無駄をなくす」ゼロ・ウェイストに重点を置いた考え方への転換を図るため、「ゼロ・ウェイストのまち斑鳩の実現」を基本理念として、基本方針の1として「ゼロ・ウェイスト運動の推進」、2として「資源化の充実」、3として「効率的・効果的なごみ処理の推進」の3つの基本方針を示しております。そして、基本計画の3つめの項目として、14ページから15ページにかけて数値目標を定めております。現在の計画では、年間排出量とリサイクル率を目標数値としておりましたが、住民の方々によりわかりやすい目標値とするため、今回の計画では、1人1日あたりのごみ排出量とリサイクル率を目標というように考えております。具体的な目標値であります。1人1日あたりのごみ排出量は、平成27年度で624g、平成32年度で615gとしております。現状施策維持ですと、平成32年度には654gとなり、現状より2g増の予測になりますが、それを37g減量させる目標にしております。

2つめの目標でありますリサイクル率は、平成27年度で62%、平成32年度で64%の目標値としております。現行施策維持ですと、平成32年度で41%と、現状より6%の上昇にとどまりますが、今後10年間で28%リサイクル率を上昇させる目標であります。

16ページから18ページにつきましては、それぞれの目標値を設定する際に積み上げました各分別区分ごとの年度別推計値を示しております。

そして、19ページから21ページまでが基本方針ごとに実施していく基本施策で、この基本施策が1人1日あたりのごみの量、リサイクル率の目標を達成するために、今後10年間で取り組む具体的な項目となります。

それぞれの具体的な内容につきましては、時間の都合もございまして、説明は割愛をさせていただきますが、基本方針1の「ゼロ・ウェイスト運動の推進」では、①の環境教育の充実として8項目、②のごみの発生抑制対策

として3項目、③のごみの排出抑制対策として5項目、次のページ、20ページの④のゼロ・ウェイスト役場づくりの推進で5項目について取り組んでいきたいというふうに考えております。また、基本方針2の「資源化の充実」では、①の資源化の推進として4項目、②のバイオマス利活用の推進では3項目、③の新たな資源化に向けた調査研究では2項目について取り組んでいきたいと考えております。さらに、基本方針3の「効率的・効果的なごみ処理の推進」では、①の衛生処理場焼却施設の老朽化問題への対応として2項目、②の人にやさしいごみ処理の推進では2項目について、それぞれ目標達成に向けた取り組みを行っていくこととしております。

ここまでが一般廃棄物のなかで、ごみに関する計画であります。

22ページから23ページにつきましては、一般廃棄物のなかのし尿・浄化槽汚泥に関することを記載しております。し尿、浄化槽汚泥につきましては、今後、公共下水道の普及が進むにつれ、処理量も年々減少すると予測をしております。このし尿・浄化槽汚泥の量につきましては、なかなか努力して減少することは難しく、現状と推計のみの記載としております。

以上が、一般廃棄物処理基本計画（案）の概要であります。本計画につきましては、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例第13条第2項の規定により、「計画策定にあたっては、斑鳩町廃棄物減量等推進審議会の意見を聞かなければならない」と定められておまして、昨年11月22日及び本年1月24日の2回、審議会を開催し、各委員の意見を聴取したところであります。

また、本計画（案）につきましては、3月末には策定し、公表したいというふうに考えております。当委員会のご意見も反映させられるものは反映をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、前回の委員会で、方向性をお示しをいたしました可燃ごみの委託処理につきまして、その後の進捗状況であります。

前回の委員会では、可燃ごみの委託処理にあたっては、委託業者まで効率よく運搬するため、町のパッカー車から大型車に積み替える必要があるというご説明をさせていただき、臭気やあるいはカラスなどの動物からの危害を防止するため、屋内での積み替えが望ましいということから、その設置場所等につきまして、検討をしてきたところであります。その結果、大型車に積

み替えるため、余裕を持って作業ができる場所ということで、広い敷地があり、新たな用地取得も必要のない最終処分場内に積み替え施設を設置するのが、今後の町財政を考えましても、妥当な場所であるという結論になり、昨年12月21日に白石畑の自治会長様に最終処分場での積み替え作業実施のご相談を申し上げ、自治会長様からのご依頼もありまして、本年1月25日に19人のご参加のもと、地元説明会を開催させていただいたところであります。

今回、最終処分場で計画しております作業につきましては、可燃ごみの積替えとペットボトルの圧縮梱包作業でありますので、環境汚染等の問題はまったくなく、10tクラスの大型車3台を含む1日あたり60台程度の車輛の往復がこれまでより増えるのが白石畑地域に与える影響であるといった説明をさせていただいたところ、白石畑自治会の住民の方からは、町道157号線、特に天満グラウンドあたりから最終処分場にかけて、町の収集車、あるいは町の処理委託業者の大型車が、スピードを出して走行している。また、センターラインを超えて走行しているといった指摘が寄せられ、そのような状況のなかで、さらに60台程度車輛の往来が増加することは交通事故の危険性が高まるといったことから、交通安全対策をまず整えるよう要望がなされたところであります。そのような要望を受け、町の衛生処理場の職員、収集委託業者につきましては、交通法規、安全運転の順守の徹底について、書面及び訓示で注意を促したところであります。また、大型車を運搬しております処理委託業者に対しましても、安全運転の徹底について指導したところ、速度や交通法規を順守する誓約書が提出されたところであります。さらに、町道157号線にはみ出した樹木について、道路管理担当課とともに現地を確認し、優先順位をつけながら、順次、伐採あるいは剪定を行っていく、あるいは地元車輛を優先するため、待避所を整備するなどの道路整備対策などをもって、近々にも、再度説明に伺うこととしておりまして、昨日も自治会長様と協議や日程調整を行ったところであります。町といたしましては、誠心誠意、白石畑自治会とご協議をさせていただき、ご理解をいただきながら、積み替え施設設置に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、現在、平成24年度から町での焼却処理を廃止し、委託処理に移行

する計画で鋭意取り組んでおりますが、平成24年度当初からの本施設での積み替えは時間的に難しく、平成23年度予算では、本施設建設までの仮設施設の設置工事費と積み替えるために必要な重機の購入費、あるいは本施設建設の設計委託料などの予算を計上させていただいております。

本日、ご持参いただいております当初予算(原案)の概要の51ページ、可燃ごみ積替施設の整備で事業立てをしておりますので、後ほど、ご覧いただけますようよろしく願いいたします。

つぎに、3点目の平成23年度生ごみ分別収集モデル事業についてであります。この生ごみ分別収集モデル事業につきましては、平成25年度までに生ごみの30%、約3千世帯で分別収集を行い堆肥化するという目標を掲げ、平成21年10月より取り組みを進めているところであります。

その際、年度別の目標モデル世帯は、平成21年度は、200世帯、平成22年度は500世帯、平成23年度で1,500世帯、平成24年度で2,500世帯といった目標をもっておまして、平成23年度では、現在の510世帯から約1000世帯、モデル世帯を増加させるということで、その目標達成に向けましての取り組み状況をご報告させていただきます。

去る1月13日付で、すでにモデル地区に指定させていただいております6自治会以外の自治会長に対しまして、書面で生ごみ分別収集モデル事業への協力依頼を行うとともに、1月22日に開催されました自治会連合会新年互例会の席上でも、お時間をいただき、各自治会長様にモデル事業への協力依頼をさせていただいたところであります。その結果、現在、1自治会より協力の承諾をいただいております。また、橋西や西の山住宅周辺の8自治会で構成されている4地区の方でも、実施に向けて検討するにあたり、説明会開催の要望があり、去る2月6日に4地区の自治会長様、環境担当役員様等、21名の参加をいただいたの説明会を開催したところであります。そのほかにも、2~3の自治会から検討するに際して、疑問点や不明点などの問い合わせも受けているところであり、今後、そうした自治会の検討状況などを確認しながら、平成23年9月には1,500世帯となりますよう、繰り返し、協力をお願いをしていこうと考えているところであります。

なお、自治会単位でのモデル地区としての取り組みは不可能でも、世帯単位でモデル事業に協力いただけるモデル世帯につきましては、随時、受付を

している状況であり、現在、57世帯の方がモニター世帯として登録いただいております。平成23年度につきましても、モニター世帯の登録制を継続することとしておりまして、町広報誌での定期的な案内の掲載、あるいは公共施設などへのポスターの掲出などを行い、周知をしてみたいと考えているところであります。なお、このモデル事業実施によりまして、平成22年12月までに焼却処理の約1%にあたる約45tの生ごみが焼却処理されずに、堆肥化処理されておりました、平成23年度、1,500世帯がこの事業にご協力いただいた場合、年間で約7.2%、焼却ごみが削減される見込みであります。今後、このように焼却ごみを減少させていくことが最も重要な施策ともなってもらいますことから、生ごみ分別モデル事業の充実に積極的に取り組んでみたいと考えているところであります。

次に、4点目、バイオマス利活用推進協議会の設置についてであります。

本件につきましては、各課報告事項(9)の斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱の創設と関係いたしますため、併せてご説明させていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

先に、資料10の斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱につきましてご説明させていただき、その後、今回委嘱いたします協議会委員、あるいは具体的な内容の説明をさせていただきます。設置要綱の条文ごとにご説明するのが本来でありますけれども、時間の関係もございますので、資料10、設置要綱の末尾の要旨をもってご説明とさせていただきます。

平成22年2月に策定いたしました「斑鳩町バイオマスタウン構想」にもとづきまして、今後、町全域でバイオマスの利活用を推進するため、バイオマスタウン構想の各プロジェクトに関する具体的方策等を検討することを目的に、関係機関等で構成する協議会を設置し、その設置に必要な設置要綱を制定するものであります。協議会の所掌事務につきましては、バイオマス利活用の具体的方策及びその推進に関すること。あるいは斑鳩町バイオマスタウン構想の進捗管理に関することについて、検討や提言することを所掌事務としております。委員につきましては、20人以内で組織し、識見を有する者、あるいはその他町長が必要と認める者のなかから、町長が委嘱するものであります。任期につきましては、2年任期で、再任はさまたげません。

また、協議会にバイオマスの利活用に関する具体的事項を調査審議するた



めに、部会を置くこととしております。庶務につきましては、環境対策課において処理することとし、施行期日は交付の日から施行することとしております。以上が斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置要綱の概要であります。

次に、この要綱にもとづきまして設置する協議会の委員、あるいは具体的な協議内容につきまして、資料1-②の斑鳩町バイオマス利活用推進協議会設置計画をご覧くださいと思います。平成22年2月に策定いたしました「斑鳩町バイオマスタウン構想」では、①として堆肥化プロジェクト、②として廃食用油リサイクルプロジェクト、③としてメタン発酵プロジェクト、④としてエコポカード利活用プロジェクトと、この4つのプロジェクトをバイオマス利活用事業として推進していこうという構想であります。

そして、そのプロジェクトにつきまして、行政だけでなく、住民、事業者、関係団体等が連携し、推進していけるよう協議会を設置し、総合的にバイオマス利活用を推進していこうとするものであります。具体的な協議につきましては、先ほど申し上げました4つのプロジェクトのうち、すぐに実行する計画のないメタン発酵プロジェクトを除いた3つのプロジェクトを当面の協議課題とし、具体的な方策を検討いただくこととしております。

まず、堆肥化プロジェクトの推進では、堆肥の活用方法、あるいは生ごみの自家処理の推進等について方策を検討いただくこととしております。また、廃食用油リサイクルプロジェクトでは、バイオディーゼル燃料に代わる利用として廃油キャンドルがあるわけですが、その活用方法について、そして、エコポカード利活用プロジェクトでは、エコポカードの対象範囲の拡大について、それぞれ方策を検討していただくこととしております。

そして、この3つのプロジェクトを協議会全体で方策を検討し、まとめていくには非常にボリュームがございますので、それぞれ部会を設置し、そこで、集中的に検討、審議いただこうと考えておまして、それぞれのプロジェクトに精通した、あるいは関係する団体、事業者等を選出し、16名の委員で協議会を立ち上げることとしております。

計画の裏面に、各委員にそれぞれ所属いただく部会を記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

また、今後のスケジュールであります。現在、各団体等に委員の選出を

お願いしており、3月17日木曜日に第1回の協議会を開催する予定で、本格的には平成23年度に入りましてから、複数回の部会を開催し、具体的な方策の検討をお願いすることとしております。

以上、少し長い説明、報告となりましたが、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 ちょっといくつか聞きたいことがあるんですけども。まず1つは実績なんですけど、木くずですね、剪定枝葉など、袋別にして実施をしたと。ここには今後の21年度の実績からずっとどういうふうになっていくかという推移の予定の数字というのを計画されてるんですけども、現実的にですね、袋を替えて、去年の10月からでしたかね、それらの影響っていうんですか、どの程度、可燃ごみが減ったのか、またどの程度、木くずがリサイクルされたのかというような、イメージだけやったらちょっとわかりにくいんで、数字的な部分でつかんでおられたら、その辺ちょっと実績としてお尋ねしたいなというふうに思うんですけど。

環境対策課長 まず家庭の木くず・草類の排出状況であります。1月末現在の状況で約110トン、回収をさせていただきまして、すべて堆肥化に回っております。これを分別することによりましての可燃ごみの影響でございますけども、1月末現在、昨年と比較をいたしまして、5.3%減少しているところで、確実に可燃ごみの量が減っているということで、分別の効果は表れているというふうに考えております。

里川委員 そういう多少方向が出てるかなと思ったので、今たずねさせていただきましたが、本当にこの数ヶ月という中でもこういうふうには減少しているということで、担当課長におかれましてはね、ごみ袋有料になってからいかにごみを減らし続けていくかという重い責任を持って取り組んできていただい

いることを、私はよく理解をしているつもりですが、本当によく頑張っているのを、やっていただいているのではないかなというふうに思っております。それに併せてですね、生ごみがなかなかいっぺんにいかないということで、モデル地区、プラス、モニター世帯ということもありましたけども、このモニター世帯ももう少し増やしていけないか、公共施設での拠点回収をするということについて、今現状よりももう少し持って行きやすい場所に拠点回収を、もうちょっと広げるというような考え方っていうのはないのかなという、どんどん広報でお知らせして、その拠点回収というの、モニターさんもっと作るという考え方に進めばいいなと思ったりはしてるんですけども。それについてはどんなふうな考え方になっているのか、ここでは生ごみもずっと増やしていこうと、処理していこうということなんですけど、ちょっとその辺も考え方を教えてほしいなと思うんですが。

環境対策  
課長

現在、収納ボックスを十分管理していただけます、公民館でありますとか、いかるがホール、そういったところを、生き生きプラザ斑鳩なんかもそうなんですけども、十分管理をしていただける場所で設置をさせていただいております。今後そういった場所があるならば、モニター世帯等も増やしていきたいというふうに考えておりますけども、基本的にはモニターの自治会を増やしていきたいということが基本であります。例えば、ある集会所でその設置をしてもいいよということになりましたら、その付近の自治会以外の住民さんも利用してもいいよということでありましたら、そちらにモニター地区として配置させていただくことも考えられますけども、基本的には自治会単位で増やしていきたいというのが町の基本です。

里川委員

その点なんですけれどもね、今自治会を、班ごと抜けられてしまうとかね、自治会を抜けられる傾向というのが強く出てまして、自治会の運営でもそれが悩みっていうんですか、そういう状況もあります。ですから今、課長言われましたように、小地域福祉会なんかもそういった自治会の枠を超えて活動しようという努力をしていただいている。自治会から抜けておられる方々には、いろんな諸問題、これは自治会としての諸問題もあるかとは思いますが、自治会抜けている方たちも、併せてこういう取り組みを、自治会

も一緒にできる方法いうのを考えて。そしてお年を召した方とか、また小さい子どもさんがおられる方、それがモデル地区の中で決められた時間にそこへ持っていくことが難しいという方なんかは、モニター世帯としてだったら自分の子どもが寝ている間にとか、うまいこと時間使って持っていけるというケースというのは、私は往々にしてある話だろうと思いますのでね。またできるだけ、そういう考え方で積極的にモニター世帯というところにも、ちょっと光を当てて考えていただけたらなというふうに思っております。それともう1点は大事なことなんですけど、前回の委員会でも中間処理をする、積み替えをすると。焼却施設をなくしていくということで、私、持ち込みの問題について申し上げていたと思うんですけどもね。持ち込みをできるかどうかというのは住民にとって非常に大きな問題なんです。持ち込みをしたらどうなるんですかと言えば、そういう積み替えをする中間処理施設の方へ持ち込んでいただくんやという考え方が、前回の委員会で言われてたとは思いますが、この持ち込みに関しましてはですね、これからいろいろな委員会があるとは思いますが、もちろん当委員会もごさいますけども、ごみ処理に関する他の委員会もあると思います、十分検討していただきたいとは思いますが、上勝町へ視察に行きました時に、上勝町もけっこう山の中のほうに、ああいう持ち込んでごみを分別してっていう形をとっておりますが、持ち込んだときに、すでにすごい分別をせんとあかん、持ち込んだ人がね、分別をせなあかん。そして高齢者なんかにつきましては1回いくらという形でお金を払い、町がシルバーさんに幾らというような補助金を出して、そういう分別をするために各、そこまで持っていけない方たちの分についても分別をしてきているというような状況、課長も一緒に行っておられましたので、よくご覧になっておられたと思いますが。そういう持っていくところが山側になるということであれば、そういう点についても併せて今後ちょっと検討していただき、そして持っていったら、そこで分別をして、ちゃんと置き場所っていうんですか、きちっと皆さんに置いていただけるような場所をきちっと整理をして、案内、今、現状、上勝みたいなあんな細かい分け方はできないとしてもね、細かく分けていただけるようなシステムづくりっていうのも、ちょうどいい機会ではないかというふうに思いますのでね、検討したらどうかなというふうに思います。それに先駆けても、白井畑の皆

さんのご理解を得るということがまず第一だとは思いますが、持ち込めるような利便性っていうことも、検討、十分併せてしていただきたいというふうに思っておりますので、その辺についても考え方としてはどうなっているのかお尋ねをしておきたいというふうに思います。

環境対策課長      そういった住民の方々の利便性につきましても、今後十分検討していきたいというふうに考えております。

里川委員      よろしくお願ひしたいと思ひます。それといろいろリサイクルできるものはリサイクルしていこうという中で、私、前からちょっと気になっているのが、不燃ごみなんですけども。不燃ごみっていうのは、本当にそのまま埋め立てに回してしまうとか、そういう状況がある中で、不燃ごみの中にはいろんなものが混ざってて、私も時々お見かけするんですけどもね、なんかもうちょっと不燃ごみの中でも整理ができないのかな、もうちょっとなんとかリサイクルに持っていけるものっていうのが十分あるんじゃないかなっていうのがちょっとそういう気がしてますのでね。この際せつかくですのでね、不燃ごみとして出されたものであってもリサイクルできるのであれば今申し上げたような中間処理施設のところで、もうちょっと分けれる機能を持ったらどうなんかなというふうにも思っております。これはまあ意見として申し上げておきたいというふうに思ひます。

それと紙おむつの件なんですけども、委員会として要望し、さっそく1年間研究していただいて4月から実施をしていただければ、無料収集、これにつきましては十分に啓発をしていただきましてですね、この計画の中にもありました、私たちの狙いとしても、以前課長と話した時に、究極のごみは紙おむつやという話を、私たち数年前に課長ともしていたことがありました。けれども、今、紙おむつ業界も今リサイクルにむけての研究をしておられるということなんです。その研究がある程度実ってきた時には、この紙おむつを分別収集をしたことが生きてくるというふうに私は考えています。ですからその研究が進みつつあるという現状の中で、そのことも踏まえて、私は無料収集を町へ要望させていただいたということになっているんですけどもね、ですから町としてもこの紙おむつのリサイクルについても常に情報をキャッチし

ながら、またそれができるとなったら、こういうふうに分別をして無料収集しますというサービスを住民さんに提供している自治体としてね、いち早く手を挙げて、そういうモニター的な町になってもらえたらなど、そういうリサイクルの研究をするにあたっては、できるだけ積極的にそこへ参加していただけたらいいなということ、これも要望としておきたいと思いますが、何か課長のほうからご意見があれば、おっしゃっていただいたら結構かと思えます。

環境対策  
課長

まずご要望の1点目の不燃ごみの件なんですけども、町としてはすべてを埋め立てているわけではなく、処理業者のほうで破碎処理をいたしまして、金属類、あるいはプラスチック類、それについてはすでにリサイクルをしております。その結果12月末現在ですけども、平成22年度も192トン、不燃ごみの約28%は資源に回していると、そこへ今、陶磁器類なんかも不燃ごみになっているんですけども、それが分別収集できるようになれば、それはリサイクルにまわす、それは岐阜県や愛知県の陶磁器事業共同組合でリサイクルされてますんで、そういったことも処理計画に盛り込ませていただいております。あと、紙おむつのリサイクルにつきましては、もう鹿児島県の志布志市あたりでは分別収集で資源化されているという情報をつかんでますんで、それが関西方面でもそういったシステムが確立されてたいち早く取り入れていきたいというふうに考えております。

委員長

他にございませんか。 吉野委員。

吉野委員

町道157号の収集関係の車、1日に60台程度増えるんですかね、時間帯としてはこの時間帯が多いということは、もしかしてあればね、その時間帯なども白石畑の方にきちっと説明してもらって、この時間帯は特に、白石畑の方々、皆さん車でしか出てこられないというのが多いものですから、なるべく交通事故のないようにということで周知してもらった方がいいんじゃないかなというふうに思います。あの道路っていうのは、私はよく通るんですけども、結構カーブがあって大きな収集車がセンターライン越えてきたりしたら、事故が起きたりしたら大変なことになりますので、その辺もきち

つと説明してもらったらありがたいと思います。

環境対策  
課長 60台増加するその時間帯ですけども、やはり町のごみ収集車、最大でごみの量が多い時で最大1日13台が往復するということを試算しておりますけども、その時間帯はやはり午前8時から11時ぐらいまでの午前中に可燃ごみを処理しますんで、その時間帯に町のごみ収集車が通過をする、その後は10トンクラスの大型車がそのごみを取りにきますんで、11時から午後3時ぐらいまでが大型車の通行の時間帯になるのではないかなというふうに、時間帯としてはそのように考えております。

吉野委員 誓約書まで出してもらっているということですから、徹底してやっていただけるものとは思いますが、私も斑鳩町内で、商売関係の収集の車がスピードを出しているとか、いろんな苦情は私も受けつけておりますので。何回か、町のほうでも、交通の状況なども、きちっとその部分を徹底して監視っていったらあれですけど、見ていただいて、事故が絶対ないようにお願いしたいと思います。以上、要望です。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと2点ほど聞きたいんですけど。最終処理場に建物を建てられるということなんですけども、先ほどの委員も言われましたように、持ち込みごみの、今、重さとか計られてやっておられますねんけど。これのそういう関係のものがあるのか、あとまた建物建てられるのに、これ堆肥の関係なんですけど、今モニターとかいろいろしていただいているんですけど、斑鳩町の全世帯でしていくようにして、堆肥化っていうことにしていけるのか、前委員も聞かれてたんですけど、自治会に向けられたとこ、私もう1つ思っていたのはマンションとか賃貸とかのやつのごみの方の処理とか、そういう生ごみについても、将来的にどのように考えておられるのか、ちょっとその辺だけお聞きしたいなと思うんですけど。

環境対策 まず持ち込みごみの計量の件ですけれども、最終処分場にもトラックスケ

課長 ールがございますので、そちらに持ち込まれても重量は計れるということになります。あと生ごみの堆肥化でありますけども、一応現時点での目標値は平成25年度までに3千世帯でございます。今現在策定しております一般廃棄物処理基本計画の中では、平成27年度には町全域で分別収集して堆肥化するという計画でありますけれども。町内で堆肥化施設を設けるとなりまして、また臭気の問題であるとか、騒音の問題等々ございますので、現時点では業者に委託して堆肥化していきたいというふうに考えています。

宮崎委員 そしたらマンションを買われた方とかおられるんですけど、それはそのマンションのベランダとかでも大丈夫なんですかね。

環境対策課長 生ごみ処理機の設置につきましては、マンションのベランダでも十分できる機械であります。またその機械も屋内における機械もございますので、そういったところに対応していただければと思います。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 中継基地をつくられると白石畑の方にご迷惑がかかるということで業者さんに誓約書を書いていただきましたけれどもね、その効果についてお伺いしたいんです。と申しますのも、役場のほうでも管理職の方々には高い意識を持って、いろんなことに取り組んでいただけてますけれども、それが果たして日ごろの下のほうまでというか、現場の方々にまでその意識が浸透しているのかなっていうことが疑問に思うような場面も町内で多々見受けることがありますのでね。そうなってきたら、職員さんの方にも、白石畑の通行に関しては、そういうふうな意識を持ってやっていただくんでしょうけども、誓約書ってどれぐらいの、どういう効果があるのかちょっとお伺いしたいと思います。

環境対策課長 まず業者から出てきました誓約書でありますけども、これについては自主的に出されたのものであります。こういった項目があるのかと言いますと、当然交通法規の遵守はもちろんですけども、特に町道157号線を通行する



時には時速20キロ以下の速度で走行します。あるいはセンターラインを超えて走行はしません。必要に応じて停止、または退避するなど地元車両、一般車両等を優先しますといった誓約は自主的に業者の方から出されているということでもあります。

また、職員に対する交通安全の徹底につきましても、担当部長のほうから訓示と書面で行っております。これにつきましては、町道157号線を通行する時には時速30キロ以下で走行すること、また必要に応じて停止、退避するなど地元車両、一般車両等を優先することということで、これは地元の説明会がありました1月25日の翌日、もうすでに1月26日全収集職員を対象に訓示を行ったところでございます。

小林委員 白石畑の細い道で業者さんと住民さんがすれ違うとなってきたら、何回かは住民さんの反感を買うような場面があるのかなと思います。車がすれ違ったあとで住民さんが思っても、あとから苦情を言われても、なかなかそれが確認しにくいということもあると思います。特に、まずは業者さんの車に車の後ろじゃなくて前のほうにですね、番号なり、その業者さんの運転手の名前なり、そういうことが、誰がどういう運転をしたのか、責任を取らずじゃないですけども、誰がどのようなことになったかというのが分かりやすいような対策を取っていただきたいなというふうに思います。それは要望させていただきます。それともう1点質問なんですけども、去年の12月から委員会ごみの推計の資料を細かく提出していただいていますけども、これはこの後の推計にですね、龍田西のスーパーの事業系ごみの量も入ってるんですか。ちょっと確認させていただきたいんですけども。

環境対策課長 当然11月にオープンをされましたイオン斑鳩店でありますとか、めぐみの郷といったスーパーのごみの量もすべて入っております。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 今の話に出ておりましたけども、最終処分場というか、これにつきましては協議の中で、1日60台が発生する云々ということで、実際にこれは、想

定はこういう形であるんですけども、実際に施設が完成され、したときに、交通の安全が本当に確保されているのかというのは、その時点での見方もあると思うんです。そういうことから、今の協議の中では、できるだけ当然安全面に対しては確保していくと、現実それが稼動された場合におきましてはやはり、その時点でも、住民の声を聞きながらよりよい安全に努めていくという姿勢が大事なかなとは思いますが、いかがでしょうか。

副町長

交通安全につきましては、特に白石畑の件で議論になっておりますけども、公用車、役場に相当ございます。70台以上ございますので、これ日々毎日何台か町内でしております。それに限らず、そうしたことは交通安全については最終処分場だけでなく、常に心がけるよう注意をいたしております。なおか今回の白石畑については途中で大きいダンプも行きますので、十分、稼動後もそれを見ながら対処をしてみたいと考えておりますので。

飯高委員

そういったことで安全対策に努めていただきたいと思います。

それとあと1点なんですけども、日ごろ河川を見てみますと、かなりごみが落ちていているという現状がございます。小さい水路であれば、近隣の方が注意しながら拾ったりしていただいたり、また環境パトロールでも拾っていただいております。ところが大きな県河川でありますと、やはりそのままになっているというのが現状で、こういったゼロ・ウェイスト云々とかいう運動の中でですね、やはり、これからそういった身近なところでごみがあって、それを環境の対策という中におきましてはね、やはり、それをきちんと処理していく、適切にやっていくというのは必要であるかなと思います。

やっていただいているんですけども、これは自分自身のモラルの問題ではありますけど、啓発もしていただいているということの中で、適切に処理をしていただくというのが大事なかなと思います。

そういう点につきまして、特に県河川のごみの収集について、どういうふうに考えられているのかお願いいたします。

町長

今、飯高委員がおっしゃるように、富雄川あるいは大和川、あるいは三代川、イツボ川とか県河川がございます。先だっても高安西団地サロンの会で

話を聞いていたら、やはりあのところ環境委員の方が毎日点検しているけれども、車でぱっと草むらへほかされる、それが時間的に何時かっていうのはわからない。7時ぐらいから見張りしていたけどもなかなか見つからない。しかし、現状は、草が生い茂っていたら、車からほかされたらわからないという現状がですね。そういう日本の国の一番悪いのは、そういうモラルが守れない、自分のところと違ったら、どこへほかしても分からないということですね。高安西の方々も環境パトロールしているけども、これが一番大変なんですわ。だから県かって、年に2回ぐらいは必ず草を刈っていただいたらいいんだけども、まあ言うたら、なんとか刈りましょうと行って刈ってくれる、そしたらまたしばらくしたら生えるということで、追いかけてこすけども、そういう点については町としても美化キャンペーンとか、いろいろやってますけども、一時的なものですから、これだけはなかなか難しい問題ですね。そうかといって、この町、斑鳩町がやっぱりごみによって汚くなるというのは大変なことですから、そういう注意をしながら環境推進委員の方々も努力を、私はさせていただいていることについて感謝をしたいし、これからはパトロールをして、職員にも、私も出来るだけ、職員としては今現状、どの場所がどうなっているのかというのを点検するために、1週間に1回、何人かの職員に日報を書かせてですね、パトロールしたらそういう経過を報告、副町長に書類を上げてこいと申しあげてますので。できるだけ、みんなが守っていく、そういうごみをほかされないような環境づくりをしていくことがわれわれにとっては大事だと思ってます。

委員長 中西議長。

議長 今、車の通行の関係について、業者のほうから誓約書もらっているということですねけども、通行される車の大きさというのは何トン車が使われるんですか。

環境対策課長 基本的には6トン車で、今現在ごみの運搬をしておるんですけども、ときどき10トン車が入ってきていたということですので、10トン車は157号線は運行しないと。6トン車のみで運行するというので、2月からはそ

れで運行しております。

議 長

6トン車で運搬されるということですねんけども、今の現況の白石畑の道路の構造、道路の幅員ですけども、その幅員で6トン車が通行可能になっていきよるかどうかですね。というのは、今は、町の収集車は2トン車やから、センター割らんとまだ通っていけるというのはあると思います。6トンになってきた場合、平坦な直線的な道路であれば、センター割らんと走っていけるというのはわかりますけども、あの今の、ヘアピンのなとこであって、上からの木が覆い被さっておる、そういう関係で、どうしても真ん中へ寄ってしまうのではないかと思います。だからあんまりその辺で、絶対センター割りませんという形で説明して、実際走ったら、またがな通っていかれへんところ出てきよると思うんで、ちょっとその辺。それと、毛無池の堤防の関係、その辺が6トンになってきた場合にね、堤防自体がもつのかどうか、それと通行の制限ですね、20キロということになってますけども、20キロで実際に下っていく場合、急な坂ですよってに、20キロでということになるとかなりブレーキ踏んだような状態でいかんなあかんことが起こってくると思います。その場合に、大型車なんか特にありますけれども、ブレーキが焼けて効かん状態がおこるということもありますんで。ある程度、エンジンプレーキ、かけた状態で下っていくようなスピードでも設定したらんと。踏んだ状態でいったら、焼けてしまったら、絶対効きませんよってに。その辺ちょっと20キロというのはどうかなというのはありますんで。実際、運搬される業者さんと、もう1回道路状況等を確認して、決めていただいたほうがええのではないかなと思います。

環境対策  
課長

まず、6トン車でセンターラインを割らないのかということですけども、当初、可燃ごみの積み替えでは10トン車を計画をしております。この10トン車でありますと、157号線のヘアピンのところはどうしてもセンターラインを超えてしまうということでもありますんで、6トン車に変更させていただいたと。6トン車になりますと、長さも当然短くなりますんで、業者と打ち合わせさせていただいた際、6トン車であればヘアピンカーブでもセンターラインを超えることはないというふうに報告を受けているところであ

ります。現在、今、道路管理担当課と町道にはみ出た木の処理について協議をして、今現在、業者に発注の準備をされているところでもあります。どうしても今現在センターラインを越えているというのは、町道に、両サイド再度に木が町道側に出ているというのが影響するんで、それがちゃんと処理されればセンターラインを越えることはないというふうなことも、業者から聞いております。20キロで走行することも業者のほうから自主的に20キロで走行しますということで、業者から出た話でありますんで、そのへんは十分対応していただけるというふうに考えております。

議長 けっこうです。

委員長 池田副町長。

副町長 それと6m未満付近のところです。一番狭いところで4.7mのところ相当あるんですわ。それとヘアピンカーブのところで、最終処分場に入る手前、あこも、それ越えたら6mあるんですが、手前が4.8mになっているんですわ、約40mの間。これらにつきまして、自治会長ともお話しさせていただいておるんですけども、当初ああいう道路計画だったわけですけども、やはり、今、議長言われたようにそーっとヘアピンカーブ回れるかもしれませんが、やはり向こうから対向車が、住民の方が来られた時にやはり危ないんで、町といたしましては、そういうところにつきましては、特にヘアピンカーブのところは140mほど6m切るとこあるんですわ。それらにつきまして、やはり、地権者のお話しもさせていただきたいと言っておるんですわ。地権者にお話しさせていただいて、協力を得られて、なおかつ、拡幅は可能な地形であれば、そういうところであれば、拡幅に向けて、町としては努力していきたいと、昨日自治会長ともお話しをさせていただいておりますんで。また地権者ともお話しをさせていただきたいと考えております。

それと、毛無の堤防につきまして、数年前に県営水道、白石畑の奥で貯水タンクをつくられたことがあるんです。あの時も10トン以上、鉄骨も運ばなあきませんので、通られて、大きい時でしたら20トンぐらいいかな通られたと思うんです。その時も、あの堤防どうかという話があったんですけども、

その時は持つやろと、その時は持つということできておりました。ただ町といたしましても頻繁に、今後、数年間、半永久的に通っていきますんで、やはりあの堤防決壊したら非常に災害にもなりますんで、それらについては、常に状況を見ながら対応して補強することがおきましたら、当然、水利組合、土地改良ともご相談申し上げながら、十分対処していきたいと考えております。それを放っておけば、大きな災害となってまいりますので。

委員長 里川委員。

里川委員 私、こないだ感じてたことを言うの忘れてまして、11日大雪で、斑鳩町にとっては大雪ですね、マラソン中止になった時に、祝日で、金曜日ということで収集をしてもらおうと。三塔走ろう会とかあるのに、収集大変やなと思ってたんです。ところがあの雪で、中止になったということもあったんですけどもね。その時に、私ちょっと感じてたんですけども、今までだったら焼却場が平坦なところやったんですけどもね。これ登って行くところにあるということの中ではね、こんなえらい雪降った時とか、非常にきつい坂があるということでは、安全確保っていうのが、車行き来するのにちょっと大変なんかなという、そういうちょっと心配も、当日ね、ふっと思った、自分も頭よぎったんですけどもね。今いろいろ話聞いてて今思いだんですが、そういう対策っていうのは非常に難しい、そういう判断っていうのは難しいと思うんですけどもね、今後のことですので、時間もあると思います。そういう山へ上って行く、降りていくという関係の中で、ああいう天候ということについても、併せて対策など十分検討していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは2点ほどすいませんねんけど、白石畑さんの今、一生懸命協議をさせていただいておりますけども、できるだけ白石畑の意向を踏まえながら話

を進めていただきたいと。行政の立場やなしに、やっぱり住民の立場として、今後話をしていただきたいことを要望させていただくことと、それと今、里川委員から生ごみのモデル地区ということでありましたけれども。並松も、私、去年の6月から生ごみさせていただけてますけども、自治会に入られてない方についても生ごみを入れてもらっても結構ですよという、自治会長の判断はされていますけども、それをどのように周知したらいいのか。本来、われわれの回覧が、自治会員以外回りませんので。並松にも若干、役員等あたる時に、自治会を抜けておられる方がありますんで、その辺の方の周知もありますし。また生ごみの設置モデル事業をされて、この付近、まあ自治会長の判断にもよりますけども、今、里川委員言わはったように、生ごみの容器をこの位置ににありますよというPRしてきたら、そこに、本来、われわれの自治会だったら誰が入れてもらっても結構ですよという話はさせてもらっていますけれども。できたら自治会員以外の方でも、他の自治会の方でも、そういうことでモデル事業に協力されるんだったら入れてもらって結構ですよという話をさせてもらってますけれども。その辺も含めて、今後、やっぱり検討しながら、生ごみの推進をしていただきたいと思います。

自治会長さんに大変、はじめは住民さんは反対されますけれども、今現在モデル事業をさせてもらったら、大半の方が喜ばれている、可燃ごみの量が減るし、その辺もあって、住民の方からは好評な意見もいただいておりますんで、その辺も十分、今後周知していただきたいということを要望させていただきます。他になかったら。

( な し )

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、また、これと関連いたします各課報告事項の(4)斑鳩町老人医療費助成条例施行

規則の一部を改正する規則について、及び（５）斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱について、併せて理事者の説明を求めます。

面巻国保医療課長。

国保医療課長 それでは、３月定例会の付議予定議案のうち、（１）の斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

なお、本条例の改正にともなって、施行規則、要綱ともに関連して改正することから、各課報告事項の（４）の斑鳩町老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について、（５）の斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱につきまして、合わせてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料２の斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例（案）の末尾にある要旨をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町老人医療費助成条例の一部改正につきましては、奈良県の老人医療費助成事業が本年度で廃止され、この県事業の対象者を対象として実施している医療費資金貸付制度の貸付対象者から外れることから、その制度において、不適切な行為があった者に対する取扱い等についての規定を削除するため、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正条例の施行日につきましては、平成２３年４月１日としております。

資料の２枚目の新旧対照表をもって、改正の内容をご説明させていただきます。不適切な行為があった者に対する取扱い等につきましては、第７条の２で、「受給資格登録等の停止等」として規定していますが、その規定を削除するものでございます。

以上で、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

続きまして、各課報告事項の（４）の斑鳩町老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

恐れ入りますが、資料５の斑鳩町老人医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（案）の末尾にある要旨をご覧くださいませでしょうか。

本規則の改正につきましても、改正条例と同様に、県事業の対象者を対象として実施している医療費資金貸付制度の貸付対象者から外れることから、本規則で規定している不適切な行為があった者に対する取扱いについての



事務手続きに関する規定を削除するため、本規則において所要の改正を行うものでございます。施行日は、改正条例の施行日と同様に平成23年4月1日としております。

2枚目の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。不適切な行為があった者に対する取扱いについての事務手続きに関する規定につきましては、第7条の2で、「受給資格登録の停止」として規定していますが、その規定を削除するものでございます。この規定の削除にともない、「受給資格登録停止通知書（第10号様式）」及び「受給資格登録停止解除通知書（第10号様式の2）」を削除し、「老人医療費受給者台帳（第11号様式）」を「第10号様式」とするものでございます。

続きまして、各課報告事項の（5）の斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料6の斑鳩町福祉医療費資金貸付要綱の一部を改正する要綱（案）の末尾をご覧くださいませでしょうか。

本要綱の改正につきましても、改正条例等と同様に、県事業の対象者を対象として実施している福祉医療費資金の貸付対象者から外れることから、所要の改正を行うものでございます。施行日は、改正条例等の施行日と同様に平成23年4月1日としております。2枚目の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。第1条中の老人医療費助成条例についての部分を削除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長

次に、（2）斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療課長 それでは、3月定例会の付議予定議案のうち、(2)斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料3の斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の末尾にある要旨をご覧くださいませでしょうか。

今回の改正につきましては、奈良県の心身障害者医療費助成事業において、他の都道府県で療育手帳の受けている方が奈良県の療育手帳の交付申請をした場合、奈良県手帳が交付されるまでは、他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなし、転入日まで遡って心身障害者医療費助成の対象とされることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

2枚目の新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。

第2条第2号中の「奈良県から」を「奈良県の」に改め、療育手帳の次に、奈良県の療育手帳とみなす文言を加えるものでございます。施行日は、平成23年4月1日としております。

以上で、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。里川委員。

里川委員 私ちょっと今びっくりしたんですけどもね、心身障害者の件は。そしたら今までは、療育手帳発行されるまで、転入あった方なんかやったらね、あるいはよそへ転出された方なんかは、1ヶ月やったり1ヶ月半やったり、受給者とみなされていない、そのサービスとかを受けられないという、そういう期間が現実的に今まであったんですか。

国保医療課長 本町ではそういった事例はこれまではございませんでした。ただ、奈良県において数件あったということから、運用の改善ということで、今回改正されたものと聞いております。

里川委員 当然のことですので、こんな空白の期間を設けたんのは、ちょっと問題やからね、私当然こんなことはこれまでされてたと思っててんけど、よくわ

かりました。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 以上、3月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

10時35分まで休憩します。

( 午前10時25分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

委員長 次に、3.各課報告事項について、(1)斑鳩町高齢者介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。

佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは斑鳩町高齢者介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱について、お手元に配布させていただいております。資料4によりまして説明させていただきます。

資料4には、改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけております。

まず要旨をご覧いただきたいと思います。斑鳩町高齢者介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱(要旨)、今般、国の地域支援事業実施要綱の一部改正があり、平成23年4月より一般高齢者及び特定高齢者の名称が変更されることに伴い、本要綱における記載についても同様の改正を行うもので、平成23年4月より、一般高齢者を一次予防事業の対象者へ、特定高齢者を二次予防事業の対象者へ、名称を変更するものでございます。

続きまして1枚戻っていただきまして、新旧対照表をお開きください。

右側の旧、一番上のカッコ定義は、新では定義及び対象者の名称に変更しております。次に、第2条のなかで、旧のほうでは「一般高齢者」と「特定高齢者」を、新のほうでは「一次予防事業の対象者」と「二次予防事業の対

象者」に名称を変更しております。なお、この名称変更につきましては、このあとの3条以降も同様の変更をしております。次に、左側の新で、第2条の下2行ですが、アンダーラインのところで、「また、二次予防事業の対象者となる者の名称については、「健康づくり高齢者」とする。」を追加し、通称名として二次予防事業の対象者、現在の特定高齢者ですが、親しみやすい通称名として「健康づくり高齢者」にさせていただきます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(2)斑鳩町シルバー人材センターの土地賃貸料の徴収について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 斑鳩町シルバー人材センターの土地賃貸料の徴収につきまして、ご報告いたします。

現在、シルバー人材センター事務所の土地建物につきましては無償で貸しておりますが、近隣7町の状況を見ますと、シルバー人材センターがない安堵町を除き、斑鳩町以外は全て賃貸料を徴収している状況でございますので、平成23年度から、土地につきまして賃貸料を徴収する予定でございます。金額につきましては、路線価に基づき算出し、年額53万8千円となっております。

なお、シルバー人材センターへの平成23年度補助金でございますけれども、制度にもとづく補助金が現時点で740万円の見込みであることから、町といたしましては、シルバー人材センターが、今回の土地賃借料を支払ってもなお、制度補助金の額より多くなるよう、町といたしましては830万円の予定をしております。

以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(3) 斑鳩町国民健康保険について、理事者の報告を求めます。  
面巻国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の(3)の斑鳩町国民健康保険につきまして、2  
課長 点ご報告を申し上げます。

国におきまして、平成23年度以降、出産育児一時金支給額の改定、国民健康保険税の課税限度額を変更する方針が決定されましたので、その内容等につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、出産育児一時金支給額の改定についてでございます。

出産育児一時金の支給額につきましては、1児につき35万円であるところ、国の緊急少子化対策により、平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産した場合は、暫定的に、1児につき39万円に引き上げる経過措置が実施されておりましたが、当該経過措置の終了後も引き続き同額を支給するよう改定されるものでございます。

2点目は、課税限度額の変更についてであります。国民健康保険税の賦課限度額につきましては、医療分の賦課限度額を現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金では、現行の13万円から14万円に、また、介護分については現行の10万円から12万円に変更されるものでございます。

これにより、最高額が現行73万円が77万円となってまいります。

この2点につきましては、いずれも平成23年4月1日から適用することとなり、斑鳩町国民健康保険条例及び斑鳩町国民健康保険税条例の改正が必要となってまいります。

ただ、これらの改正には、関係法律の改正が必要となってまいりますことから、これらの公布の時期によりましては、改正条例案を3月議会へ上程できないことも考えられます。そうした場合には、追加上程、あるいは専決処分での対応を考えておりますので、委員の皆さま方には、あらかじめこの旨ご報告を申し上げるとともに、専決処分を行った場合、その後の議会でご承認をお願いすることになりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 この問題、出産育児一時金は構わないんですけども、課税限度額は、これまで本当に専決、専決で行われてきてね、町民に深く関わる問題やのに、これ専決処分というのははおかしいと。もうちょっと、とにかく議案となって議論できる場にもっていかんと、国のやり方が悪いということでは、いつも常に町に申し上げて、国へもそういうふうに言ってほしいと、申し上げてきました。限度額の変更という形になってはいるんですけども、現時点です、これ、医療分、介護分、後期高齢者医療分で、だいたい影響を受けるであろう人数については、だいたいつかんでおられますか。ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

国保医療課長 平成22年度の当初賦課で見てみますと、医療分で86世帯、後期高齢者支援分では79世帯、介護分では32世帯の方が、限度超過額世帯となっていることから、それらの方がそのままの所得でございましたら、影響を受けるのかなということを推測いたしておるところでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(6)斑鳩町子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成金交付要綱について、(7)斑鳩町小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱について、(8)斑鳩町b型インフルエンザ菌(Hi b)ワクチン接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱について、一括して理事者の報告を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、(6)「斑鳩町子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成金交付要

課長

綱」について（７）「斑鳩町小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱」について、（８）「斑鳩町b型インフルエンザ菌（H i b）ワクチン接種費用助成金交付要綱の一部を改正する要綱」について一括して説明をさせていただきます。

お手元に、それぞれの要綱を資料7、資料8、資料9でお示しをさせていただいておりますが、2月広報に折込みをさせていただきました、チラシによりご説明をさせていただきます。チラシをご覧ください。

まず最初に「子宮頸がん予防ワクチン」であります。対象者を中学1年生から中学3年生相当の女子とし、現在、中学3年生の方で、平成23年3月31日までに1回でも接種した場合は、23年度においても残りの接種費用は助成をすることとしております。接種費用は1回あたり上限を15,939円とし、3回接種となっております。

なお、奈良県内の委託医療機関で接種された場合は、接種費用につきましては、医療機関から直接町に請求をしていただくこととなりますので、窓口での支払いは、必要ありません。町内の委託医療機関で接種される場合は、直接医療機関に予約をしていただいて接種していただけますが、町外の委託医療機関を希望される場合は、予診票を保健センターに取りにきていただくこととなります。なお、里帰り出産等により、奈良県外の医療機関で接種を希望される場合は、定期の予防接種に準じて市町村間で依頼書を取り交わす方法で実施することは可能であるという国の見解があったことから、これに対応できる条項についても規定をさせていただいております。

チラシをお開きください。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンです。対象者は生後2ヶ月から4歳の乳幼児とし、ヒブワクチンの接種費用は、1回あたり上限を8,852円、小児用肺炎球菌は11,267円であります。生後2ヶ月から6ヶ月の間に接種を開始した場合は4回接種となっており、接種開始年齢により接種回数が異なります。

なお、ヒブワクチンの一部助成を4月から実施しておりますことから、8,852円を上限といたしまして、接種費用との差額を平成22年4月に遡って助成をさせていただきます。右下のところに追加助成についてお知らせをさせていただいております。その他、接種費用の支払方法等につきましては、「子宮頸がん予防ワクチン」と同じであります。

最後のページに町内の委託医療機関一覧を載せさせていただいております。植嶋医院は、このチラシを作成する時点では、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを接種するというものでありましたが、1月末に委託医療機関を辞退するという申し出がありましたことから、線を引いております。

「斑鳩町子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成金交付要綱」と「斑鳩町小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成金交付要綱」につきましては制定をし、「斑鳩町b型インフルエンザ菌(H i b)ワクチン接種費用助成金交付要綱」につきましては、一部改正を行い、平成23年2月1日から施行しているところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
飯高委員。

飯高委員

2月1日から、こういう形で全額助成していただきまして、ありがとうございます。今回、ヒブワクチンについては、遡及という形で、昨年4月1日から、なっておりますので、そういった形に対しては、差額だけ返還されるということになっております。実際ですね、こういった対象者をお持ちの保護者から聞いてみますと、やはり、これは、昨年、まだ承認されて1年数ヶ月しか経っていない。その間におきましてですね、子宮頸がんワクチンなんかは打たれているという方が案外聞きますと多かったんで。今回、2月1日から施行ということで、そういった方は、以前に打たれた方は、ここの対象に入らないということでもあります。案外、意識が高いのかなと思います。その方については、もう難しいながら遡及できない方には残念です。声は聞きます、残念かなと。特に、これ1回あたり1万5千円で、受けられた方は5万ぐらい、1回目は2万円で、2回目・3回目は1万5千円で、残念ですねということしか言われなかったんですけども。この遡及に関しても、やはり、今回はこういう形なんですけれども、まだ承認されて1年数ヶ月なんで、そういう方に対しても、やはり何らかの配慮をする必要があったのかいなどは思いつつ、今後、課題になってくると思います。

そのなかで、ヒブワクチンは遡及されているんで、対象者の人数を、ちょ



つと参考までにお聞きしたいと思います。

健康対策 課長 ヒブワクチンですが、対象者につきましては、2ヶ月から5歳未満、4歳児までということで1,163人でございます。

4月以降、接種された方につきましては、延べで、1月末までで133件の申込をされています。で、今、2月10日現在でそのうち人数でいいますと約半数の方が、助成の遡及の手続きをされているところでございます。

委員長 他に。 小城町長。

町 長 子宮頸がん予防ワクチンの関係等について、健康づくりの、2月14日に委員会が開かれまして、その中で、医師会の会長、あるいはまた斑鳩中学校の広瀬校長からですね、2月1日からでございますから、2月から3月まで、中学3年生が仮に受けたら、1回、2回、もしくは受けられますけれども、3回目というのは、なかなかできない。それと、入試と絡んできますから、そういう状況について、医師会の松木会長のほうから、そういう場合はどうなるんですかという提案がございましてですね、そのときに、池田副町長は、今後研究しながらですね、医師会とも、中学校の校長さんともご相談申し上げて、そういった知恵をお借りしてやっていくと。当然、もう高校になっていきますので、その分をどうするのか。今回は中学3年までですけれども、2月1日からですから、わずか卒業するまでに1ヶ月弱しかございませんから、そのうちに打てればいいですけれども、これ入試とかあってできない、1回目打って、2回・3回はなかなかできないとなったときに、そういう場合はどうですかという話がございまして、そこらは一度検討させていただきたいという答弁をさせていただいておりますので、そういうふうなことを踏まえて、仮にそれによって、金額的に補正を組まなければならないという場合が出れば、またご了解をいただきたいと思います。

委員長 西梶健康対策課長。

健康対策 先ほど、件数を間違えまして、訂正をお願いしたいと思います。334件

課長 　　に、すみません、訂正をお願いいたします。

委員長 　　吉野委員。

吉野委員 　　関連したことなんですけれども、予防接種依頼書とか、書類手続きなんか、全部、保健センターのほうでやるんですかね。こないだ、高齢の方から聞いたんですけれども、保健手続きまで保健センターまで行くのは、交通の便が悪くて、役場のほうでもやってくれてないのか聞いてくれと言われているんですけれども、そのへんどうですか。

健康対策  
課長 　　すべて保健センターのほうで予診票等につきまして交付をさせていただいております。

吉野委員 　　住民さんの要望どおりに、もっと何ヶ所か、あるいは役場で取扱いするということは難しいんですかね。

健康対策  
課長 　　町内の受託医療機関に行っていただく場合につきましては、直接、そのの病院に予約をしていただきまして、予診票につきましては、そのの病院を備え付けておりますので、保健センターに来ていただく必要はございませんので、町内の医療機関で受けていただければと思います。

吉野委員 　　はい、わかりました。

委員長 　　里川委員

里川委員 　　まさに、今、町長がおっしゃられた中学3年生の女子の問題なんですけれども、私これ、うまくお知らせをして、せつかくの制度ですので、その方たちに、あんまり時間はない、けれども1回目とりあえず打ってくださいということで、打っていただけたら、次継続して何とかいけますよといった内容であったり、そういうことでも、とにかく、ご本人や保護者がそういうことがわかっていないというのが一番の問題やと思いますのでね。できるだけ、

本人、中学生ですので、特に中学3年生、本人もしっかりしていますのでね。本人や保護者がそういうことが理解できるように、町の施策として、そういうことをやっていることを知っているという状態に、そして、知っているけれども、受ける・受けないという、そういう判断ができるというような状態に、きちっと広報啓発をしていただくということが重要なことではないかなと思うんですけれども。まあ今、町長のほうから、斑鳩中学校の校長もそういうふうなご意見を出されたということなんですが、各学校のほうでは、どんな対応をしていたらいいか、中学校なんかね。どんな対応をしていたらいいのかなというのは、そういう点でも気になるんです。もう中学生ですのでね。本人も知ってくれていたらいいことですので。

町 長

中学校の広瀬校長さん、あるいは南中学も、すべて言うとおっしゃっているんです。おっしゃっているけれども、結局、ひと月しかないから、もし、1回打ったかて、高校へ行っても、それはいけますかという、ひとつの関係と。それと、松木先生は、2月・3月と病院が混雑しますから、インフルエンザが流行ったりしたら、すぐできるものじゃないですよということで。これも一番問題は、ワクチンがある程度確保しなかったらだめなんです。そのこともあって、なんぼ県医師会が、あるいは、2月1日からとおっしゃったって、それだけのワクチンが確保されていたらいいですけども、できてなかったら、しんどい問題がありますよという医師会の会長の話がありますから。校長先生は、すべておっしゃっているんです。学校の通知は。ですから、一番問題は、2月・3月に受けなかった場合は、高校へ行ってもいけますかという、ひとつの問題点を町へ、我々のところへ投げかけられたから、副町長はそれは検討していきたいということで。もう周知はされているんです。周知はされているけれども、入試とか、いろいろな関係で打てなかった場合、1回打ったかて、あと2回関係はどうなりますかという、ひとつの一番の心配点をおっしゃったものですから。そら、いけますというたら、一番、校長先生も喜んでいただけますし、また、医師会の先生方は、やっぱりそうことは医者との協定もせんなあかんということで、そういう難しさがありますよということで、池田副町長は、「検討をさせていただいて、また医師会の先生ともあるいは相談させていただいて、また最終的にまたいろいろと結論を

出します」という話をさせていただいたと、そういうことなんです。

里川委員　それで、きちっとそういうことも併せて、本人また保護者が理解をすることで、今、町長の答弁の中にありましたように、そのワクチンの確保という難しさ、逆に、お知らせしたけれども、みんなが殺到しはったら、そのときにしんどい状況もあるかもわかりません。ですけれども、そういうワクチンの確保をしながら、できるだけ斑鳩町の子どもさん、適切な時期に打っていただいて、大きくなってからも病気にならないような手当というのは、そのためにやるものですのでね、努力をしていただきたいと思います。それと、他の議員からも出ておりました各学校での健康教育、県はもちろん、やっていただかないといけない。斑鳩町の学校の先生方も県の職員さんですので、県の職員さんとしての意識も、県の教育委員会もしっかり持っていただかなければいけません。県、県と言っているけれども仕方がございませんので、町は、町立の学校として、そういう健康教育についても、このことをする意味はどういうことなのかということも中学校でも、予防接種についての学習みたいなことは、実際どうやったんかなと。これまでそういう動きがあったのかなということがちょっと気になっておりましたのでね、そこらへんは、担当のほうで教育委員会と連携してしていただけたんかな、どうかなというのが気になっておりましたので、それについてお尋ねしておきたいと思います。

健康対策課長　ただ今の委員のご質問いただいた件でございますけれども、教育委員会とワクチン接種についての周知につきましては、随時、教育委員会・中学校と連携をはかりながら、実施しているところでございます。

あと、健康教育につきましては、22年度は10月にPTAさんにも呼びかけもさせていただきまして、生き生きプラザにて「子宮頸がんの予防とワクチン接種について」ということで、新谷先生にご講演をいただいたところでございます。それと、23年度、新年度につきましても同じく子宮頸がん予防ワクチンについての講演会を、やはり父兄の方と子どもさんを対象に実施をしてみたいというふうを考えておりますので、その実施につきまして、決まりましたら、やはり教育委員会と学校と協議をして、できるだけこちらのほうに参加をしていただけるような形をとって、健康教育の部分に

についても実施をしていきたいと考えております。

里川委員　　そういうね、保護者と一緒にとか、生き生きプラザでやる、どこやらでやるということであれば、多分なかなか参加というのが、十分見込めない状況もある、一部分の方だけ参加されるような状況もあると思うんですね。私は、中学校には保健体育の授業があるわけですね。実技の体育という授業もありますけれども、保健という授業もあるはずなんですね。ですから、その保健の授業も活用しながら、できるだけ、こういう健康教育について意識をもってやっていただけるように、教育委員会のほうに是非とも積極的にお願いをしてほしいなということを、これは要望しておきます。

委員長　　他に、ございませんか。

( な し )

委員長　　次に、(10)平成23年度新規事業等について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長　　それでは、平成23年度新規事業等について、説明いたします。

なお、今回説明する数値につきましては、最終の取りまとめの中で、若干変わる可能性があることを、ご了承お願いいたします。

それでは、各課ごとに、平成23年度当初予算(原案)の概要にもとづきまして説明させていただきます。

まず健康対策課でございます。22ページの一番下でございます。「保健センターサポーターの養成」でございます。健康づくりを効果的に推進するため、保健センターを活動拠点として活動できる健康サポーターを養成するための講座を開催いたします。予算は、講師報償費等で14万4千円を計上しております。

次に23ページの一番上でございます。「健康づくりモデル事業の実施」でございます。この事業は、奈良県が生活習慣の改善等により日本一の健康長寿の県を目指すために、モデル地区を決め、地域ぐるみの健康づくりの取

り組みを県内の市町村に広める目的で実施するものでございます。

町医師会・町歯科医師会・栄養士会・中学校・PTA等と連携を取りながら、親子で健康づくりを考える機会として、骨密度測定を行うとともに、骨粗しょう症予防のための栄養や運動などの生活習慣等を、家族で考えるきっかけづくりを保健センターから発信し、地域ぐるみの健康づくりに取り組んでまいります。また、生活習慣病予防・歯周病予防・子宮頸がん予防ワクチン等についての講演会も開催する予定をしており、50万円を予算計上しております。

次にその下「食育推進計画の策定」であります。食育基本法にもとづき、町民の生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、関係機関等と連携を図りながら、食育を総合的に推進するため、「斑鳩町食育推進計画」を策定します。なお、計画策定につきましては、関係機関や関連部署と協議しながら進めてまいりますことから、予算計上はしておりません。

次に同じページの下から2番目でございます。「日本脳炎予防接種の実施」であります。平成17年より積極的な接種勧奨を差し控えていたところですが、平成22年4月から3歳児に対する積極的勧奨が再開され、713万5千円の増額補正をお願いし実施しているところでございます。23年度は、3歳から7歳6か月未満児と追加免疫として9歳から13歳未満児に日本脳炎予防接種を実施するものであり、平成23年度予算として、1,265万1千円を計上しております。

次に24ページの一番下、「細菌性髄膜炎予防接種（ヒブワクチン）の実施」、25ページ上から2番目の「小児用肺炎球菌ワクチン予防接種の実施」、そしてその下の「子宮頸がんワクチン予防接種の実施」につきましては、平成23年2月1日から接種費用の全額助成を開始しており、実施内容につきましては、先ほど各課報告事項で説明させていただきましたとおり、23年度も引き続き全額助成を実施してまいります。

次に27ページでございます。上から3番目「乳幼児訪問の実施」につきましては、乳児期から幼児期にかけては、子どもの成長が著しい時期であり、親の不安も大きくなるため、この時期に乳幼児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、必要に応じて指導を行うことにより、子育ての孤立化を防ぐとともに、育児不安をなくするため、生後5か月から1歳

6か月未満児のいる家庭を訪問するため、助産師等の報償費67万7千円を計上しております。

次に28ページをお願いいたします。上から3番目の「子宮がん検診の実施」であります。20歳から集団及び個別検診を実施しており、受診間隔は2年に1回となっております。来年度も引き続き、節目の方に無料クーポン券を送付し、受診勧奨をしております。予算は前年度より561万4千円増の1,024万2千円となっておりますが、昨年度381万2千円の増額補正を行っておりますので、実績にもとづき23年度予算を計上させていただきます。

続きまして29ページ、上から3番目の「脳ドック健診の助成」であります。頭部疾病の予防及び早期発見等健康の保持増進を図るため、40歳以上の方を対象に脳ドック健診に要する費用の2分の1で、1万5千円を上限として助成しておりますが、来年度から助成人数を100人から150人に拡充し実施しております。

続きまして30ページの上から2番目でございます。「心の健康づくり事業の実施」であります。「健康増進計画」を策定する中で、ストレスが原因となって健康を害する人が増加していることから、「休養とこころの健康」についての分野を追加いたしました。そこで、心の健康づくりを推進するため、講演会の開催や個別相談等を実施いたします。講演会の講師や専門の相談員の謝金として報償費等で448千円を計上しております。

続きまして、福祉課でございます。34ページをお願いいたします。上から2つ目「子ども・若者育成支援の充実」の「子ども手当の支給」で、0歳から3歳未満の子どもに月額7千円を増額し、2万円を支給いたします。対象予定世帯数は569世帯で、対象予定児童数は771人でございます。

次に、その下の「地域ぐるみの子育て支援の充実」の「子育てサポーターの支援」として、第4次総合計画に位置づけている、ファミリーサポートセンター事業を実施するにあたり、子育てサポーターの養成講座を開催いたします。

そしてその下、「地域子育て支援センターの運営」では、現在、生き生きプラザ斑鳩において、3歳未満の子育て親子を対象に、つどいの広場事業を実施しておりますが、今年度からは、春、夏、冬休み期間中の平日について

は、5歳児まで対象を拡充して実施してまいります。

次に37ページをお願いいたします。一番下、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直し」では、高齢者社会のあるべき姿の実現のため現計画を見直し、新たに平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画の策定を行います。

次に39ページをお願いいたします。上から3つ目の「社会参加の促進・支援」の「精神障害者小規模作業所の運営支援」についてであります。昨年転入された方で、従前から利用されてきた奈良市の作業所について引き続き利用されるため、施設がある奈良市に運営支援費として支払う負担金でございます。

次に43ページをお願いいたします。一番上、「自立支援策の充実」の「障害福祉計画等の策定」では、平成21年3月に策定した第2期障害福祉計画について見直しを行い、平成24年度から平成26年度を計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。

次に同じページの一番下でございます「障害者介護給付・訓練等給付費の支給」についてであります。障がい者の介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービスにかかる費用を支給するもので、平成22年度と比較して約1,600万円増の2億2,414万8千円となっておりますが、ニーズの多様化による複合したサービスの利用、そして利用者や各サービス量の増加により当町の負担額も増加している状況でございます。

続きまして国保医療課でございます。少し戻っていただきまして30ページをお願いいたします。下から2つ目でございます。「予防・相談体制の充実」の「人間ドック健診の助成（特別会計）」で、新年度から助成件数を100名から120名に拡充してまいります。

ちょっと飛びますが、45ページをお願いいたします。一番上、「国民健康保険の充実」では、「国民健康保険事業の支援」として、人件費及び療養給付費に係る町負担などの法定繰出金のほか、引き続き、制度上における介護納付金分の赤字補てんを行うことにより、国民健康保険制度の安定的な運営を支援してまいります。

平成23年度におきましては、職員給与費繰出金や保険基盤安定繰出金、



財政安定化支援事業繰出金などの法定繰出金として、1億9,567万7千円を、介護納付金分の赤字補てんとして1,207万4千円を計上し、あわせて2億775万1千円を計上しております。

続きまして、45ページから46ページの福祉医療の充実についてであります。福祉医療の充実として、高齢者、子ども、障害者、母子家庭など、それぞれの対象者に対し、自己負担分を助成することによって、引き続き、経済的な負担を軽減し、対象者の保健の向上と福祉の増進を図ってまいります。これらの助成は、原則として県の補助を受けて実施してまいります。子ども医療費の助成では、平成21年度において、その対象を中学生までに拡大するとともに、所得制限を撤廃し、一部負担なしで実施しているところでございます。平成23年度におきましては、前年度と比較して500万円増の8,500万円を計上させていただき、県補助金2,055万、一般財源等で6,445万円となっております。

次に46ページでございます。一番上の「心身障害者医療費の助成」、上から3番目の「重度心身障害者老人等医療費の助成」では、県基準に加え、身体障害者手帳3級、療育手帳B保持者まで拡大したうえで、一部負担なしで実施しております。

その他の福祉医療制度におきましても、県基準と同じであっても、一部負担なしで助成を行っているところであります。

平成23年度の前算計上ではありますが、心身障害者医療費の助成では、前年度と比較して370万円増の2,670万円を、母子医療費の助成では240万円増の1,540万円を、重度心身障害者老人等医療費の助成では360万円増の2,760万円を、精神障害者医療費の助成では、50万円増の240万円を計上させていただき、その対応を図ってまいります。

続きまして環境対策課でございます。50ページをお願いいたします。一番上、「循環型社会の形成」、「バイオマス利活用の推進」であります。

昨年10月より実施しております家庭木くず・草類の分別収集の完全実施及び生ごみ分別収集世帯の拡充などにより、前年度予算より700万円程度増加しております。

次にその下でございます。「ゼロ・ウェイストの推進」で、今後、更なるごみ減量化を進めるにあたりましては、資源の浪費・無駄をなくし、脱焼却・

脱埋立をめざす「ゼロ・ウェイスト」に重点をおいた考え方、施策といったものが不可欠であり、ゼロ・ウェイストの呼び名やその考え方や、あるいは、なぜ、今、ゼロ・ウェイストに取り組んでいかなければならないかを住民の方々に広く知っていただくため、平成23年度では、ゼロ・ウェイストフェスティバルといったイベントを開催する計画にしております、そのフェスティバル開催に必要な経費を計上しております。

次に、51ページの上から2つ目、「ごみ・し尿処理」の「可燃ごみ積み替え施設の整備」でございます。先ほどの継続審査のなかでも説明いたしましたように、平成24年度より可燃ごみの処理を委託処理に移行するにあたり、仮設施設の工事費など2,600万円を予算計上しております。

続きまして54ページをお願いいたします。住民課でございます。一番上、「住民事務の効率化」の「住民基本台帳事務」で住民基本台帳法の一部改正に伴い、システム改修委託料として2,000万円を計上いたしております。

外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るため、平成24年の施行に向け、所要のシステム改修を行うものでございます。

以上で、住民生活部の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
里川委員。

里川委員 もともと、これ説明を受けたときから、ずっと気になっていた問題が1点あって、今課長のほうから報告ありました、一番最後の、「住民基本台帳事務」について、54ページで今最後に報告していただきました。これ、住民基本台帳法の一部改正ということで、国のほうで決められた問題で、国が決定して、市町村の行政の合理化ということで言われてするわけなんですけれどもね、前々からいつも気になっているのが、このシステム改修というのは、ものすごく高額なんです。高いお金を出すんですけどもね、じゃあ国が法律変えてきて、町でやりやと言われたときにね、町がお金を全額持つというのは理不尽やと。国はいったい、いくら、こういうものにいくら出してくれ

ると、そういう意識を持たんなあかんと、前々から、よく、いろんなときに、問題提起してきているんですけども。今回の、このシステム改修について、国のほうから、補助金というんですか、交付金なり、補助金なり、見込みというのは、どの程度あるでしょうか。2千万ほどかかるということなんですけれどもね、ちょっと大きいのですよね。気になりますので、見込みあったら、おしえてほしいと思います。

住民課長 国のほうからでございますけれども、国の財政措置については「普通交付税措置を講じる」と、それしか出ていないです。以上です。

里川委員 いつもこれでね、交付税措置やったら、何ぼ入ってきたか、よくわからないという話になるんですけども。交付税措置で、どの程度、一応出すと言っているのか。よくありますやんか、いろんな制度の中でも、予算の範囲内で2分の1手当しますよとか、いやいや補助率は何パーセントですよとかはつきり決まっていたり。文言がいろいろあると思うんですよ。その文言で、ものすごい町が影響を受けている問題というのが、ようけいろいろあるんですけども、予算の範囲内で2分の1とか言うたら、町が3分の2ぐらい出さんなあかんかったりとかね、いろいろあるんですけど。これについては、交付税措置しますよということやけど、じゃあ、割合とかそういうのは、国は言ってきているんですか、全額と言ってきているのか、どういうふうに言ってきているのか、おしえてほしいと思います。

副町長 今回、町で、今、情報をつかんでおるのは、「このシステム改修に伴う所要額を措置する」ということだけでございますので、その金額については全く示されておりません。今現在、平成22年度の交付税総額は決まっておりますけれども、その詳細の金額は今現在でも来ていない状況であります。その状況であるのに、平成23年度の詳細については相当遅れると考えております。

里川委員 また理不尽な思いをしながら、イライラしながら、ああそうなんやて思いながらやっていかざるを得ないのかなというふうに思います。まあ町として

も、できるだけ、こういうふうに、国で決められて、国からやるという問題については、多少、市町村が持ったとしても、やっぱり国が責任をもってやるという形を、国に対して、要望していただけたらありがたいなと思います。私たちも、いろいろな機会を捉えて、そういうことは国が責任を持つようにということで言うていきたいと思いますので、また、よろしく願いしときます。

それと、今の説明を聞いていて、もう1点、ちょっと気になったのが、27ページで説明されました「乳幼児訪問の実施」なんです。この訪問の実施というのは、すごくいいことだと思います。していただければいいと思います。ただ、子どもが2人目、3人目であったり、それとか、近くに親がいるとか、きょうだいがいるとか、常に相談ができるようなご家庭と、全く親やきょうだいと離れて、たまたまご主人の仕事の関係もあって、斑鳩にあまり親類も何もなくてポツンと来ておられるというケースとでは、家庭の環境が違うと思うんですね。ですから、これをやっていただくのはいいんですけども、この訪問の仕方について、同じお金を使ってやるにしても、必要のないと思われている、あまりこういうの悩んでないという、必要のない方と、こちらからもっと見守ってあげんなあかんというご家庭とあるとは思いますが、これレポートして訪問するというような考え方とか、ちょっとこれは気を付けてあげんなあかんというご家庭と、もうご本人が「うちは結構です」と言うても、ほんまに見にいかんでもいい家庭と、「結構です」と言われても、ここは是非とも見に行かんあかんという家庭と、いろいろ住み分けしようと思ったら、いろいろあると思うんですね。ですから、そういうところを細かくと見て、ちゃんと訪問実施というのはされるのかどうかというのが。同じするんやったら、レポートして訪問したりとか、ちょっとこの家はどうしても行かんあかんというところについては、やはり、きちっと行っていただくような形になるのか。そのへん、どんな考え方でやっていただけるのか、もうちょっとお聞かせいただけたらなと思うんですけども。

健康対策  
課長

今、委員がおっしゃったとおり、やはりその家庭の子どもさん、また育児に不安を抱えておられるお母さん、その状況を把握いたしまして、必要な場

合には何回か寄せていただいて、相談を受けたり、また必要に応じて子育て支援に関する情報を提供させていただいたり、そういったことを新生児訪問以降、1歳5ヶ月の幼児になるまで、必要に応じて実施させていただこうと考えております。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 30ページなんですけども 心の健康づくり事業の実施ということで、新たに予算を設けられて、こういう形で実施をされるんですけども、確かに今般、うつ病とかいろんなストレスによる病気が発生しております。ご家庭にあってはそういった人を抱えるというのも、本当に深刻であったりするわけなんですけども、今回こういう事業での個別相談ですね、専門家があたっただけということで、ほとんどの予算がそこにあるんじゃないかなと思います。それで、例えばその方がずっと常駐というんですか、おられるのか、週に1回とか、そういったことでの相談の日数とか。また実際に訪問していただくということで、これかなり大変だなとは思いますが、そういった中での、どういった方が訪問していただいているかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

健康対策 課長 まず相談につきましては、専門の先生等、これから相談していただく先生等についてあたっていきたいと思いますけども、精神保健福祉士、またはその先生等にご相談申し上げていきたいと考えております。相談の日程につきましては、日を決めまして、その日に相談に来ていただくという形を考えております。それと訪問につきましては、その保健センターの保健士等が訪問をして状況を把握していく中でそういった専門の先生のほうにつなげていくというような形をとっていきたいと考えております。

飯高委員 実際に予算の中で44万8千円ということで、こういった形で上がってきてますんで、おそらくは、はっきりとした報酬はわからないんですけども、だいたい見込みとして、どういうふうに町は考えられているんですか、おそらくは試算されている試算はされているとは思いますが、

健康対策 健康相談といたしまして、予算上は1回あたり3万円を月1回ということ  
課長 で、年12回で36万円。講演会講師料として、3万円を1回、合計39万  
円、それと消耗品で組まさせていただきます。

飯高委員 今言っていたんですけども、月に1回というのは、それがどの程度  
かというのはわからないんですけども。実施されて、その時においてまた検  
証というか、していただきたいと思います。また相談体制にあっては本当に  
大変だなと思うんです。それはしっかり捉えていただいて、また実施に向  
けてしていただきたいと思います、以上です。

委員長 他にご意見ございませんか。 里川委員。

里川委員 もう1個、聞くの忘れてました。23ページの一番上にある「健康づくり  
モデル事業の実施」ということなんですが、これ説明聞いただけでイメージ  
がわからなかったんですけども、それはいいとして、まあいろいろやりだして  
いただいたら段々見えてくるかなと思うんですけどもね。ただこの説明では県事  
業でモデル事業の実施ということで、50万円上げていただいているんです  
が。ということは、これは県のほうからこのお金が出るというふうに、町の  
ほうでは持ち出ししないというふうに見させていただいてよろしいんでしょ  
うかね。そういうふうに理解しながら聞いてたんですけども。それでよろし  
いですか。

健康対策 全額、県からいただいてモデル事業を実施するというところでございます。

課長

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(11)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について、  
理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長

それでは、平成22年度 一般会計補正予算（第9号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして報告いたします。

資料11、平成22年度 一般会計補正予算（第9号）歳入歳出総括表（案）により、一括して説明させていただきます。

まず、歳入補正予算でございます。

第14款 国庫支出金の民生費国庫負担金で、私立保育園の広域入所に係る決算見込み等により保育所運営費負担金で、126万1千円の減額補正を、また国民健康保険保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、117万9千円の増額補正するものでございます。

次に第15款 県支出金の民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、保育所運営費負担金で63万1千円の減額補正を、国民健康保険保険基盤安定負担金で911万円の増額補正をするものでございます。

次に、民生費県補助金では、県補助対象事業の増減により心身障害者医療費補助金で75万5千円の増額補正を、重度心身障害老人等医療費補助金で72万円の減額補正をするものでございます。

次に、第17款 寄附金の福祉費寄附金では、6名の個人の方からご寄附がありましたことから、5万8千円の増額補正をするものでございます。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

第3款 民生費の社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業の保険基盤安定繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の確定により745万6千円の増額補正、福祉費寄附金の福祉基金への積立として1万8千円の増額補正をするものでございます。次に、老人福祉費では、老人福祉施設への措置者が1名増加したことから58万3千円の増額補正を。医療対策費では、心身障害者医療費及び重度心身障害老人等医療費が当初の見積りを上回ることから、411万円と118万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における介護給付費が当初見積りを上回ることから、828万2千円の増額補正を。後期高齢者医療費では、広域連合からの通知により療養給付費負担金として、857万9千円の増額補正を。保育園費では、広域入所の入所希望者が当初の見積りを上回ることから、68万7千円の増額補正をす

るものでございます。

次に第4款、衛生費の保健衛生総務費で、子宮頸がんワクチン等予防接種の対応などにより、職員の時間外勤務が増えたことから、138万7千円の増額補正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度 斑鳩町一般会計補正予算(第9号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
里川委員。

里川委員 今の説明の中で、広域入所の充実で、当初より増えたということなんですが、当初の見込みがどうやって、現実、何人、広域入所になってるのかという数字についても併せてちょっと報告お願いできますか。

福祉課参事 今年度、当初では66名を予定しておりましたが、最終的には77名という数で、今回68万7千円の補正をさせていただきました。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(12)平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(11)の平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料12をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴う国庫・県支出金の補正、退職被保険者等に係る療養給付費の年度末を見越したなかの補正と、この増額に伴う歳入にお



ける療養給付費等交付金の補正、そして、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっており、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,380万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億1,782万1千円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正につきましてご説明を申し上げます。

下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

第2款 保険給付費の退職被保険者等療養給付費では、支給件数は当初見積を下回るものの、1件あたりの支給単価が当初見積りを上回ることから、1,380万3千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入予算の補正についてであります。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款 国庫支出金では、318万6千円の減額補正をお願いするものであります。療養給付費負担金、財政調整交付金とも、これらの算定に用いられる医療給付費にかかる保険基盤繰入金の確定により、医療費給付費分現年分で279万5千円の減額、医療給付費分普通財政調整交付金で39万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 療養給付費等交付金では、退職被保険者等療養給付費の増加が見込まれることから、この財源である支払基金からの交付金1,380万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金で30万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、第8款 繰入金では、一般会計繰入金で、繰入の基準となる県支出金等の交付決定により、745万6千円の増額補正をお願いするものであります。その内訳は、医療給付費分保険基盤安定繰入金で868万円の増額、後期高齢者支援金分保険基盤安定繰入金で217万9千円の増額、介護納付金分保険基盤安定繰入金で50万3千円の増額、保険者支援制度分保険基盤安定繰入金で235万9千円の増額、また財政安定化支援事業繰入金では626万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入についてでございます。歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源3

96万7千円を減額補正させていただくものであります。

以上で、平成22年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
里川委員。

里川委員 この追加で補正では、全然表れていないんですが、国の算定ミスによりまして、国の調整交付金が過少交付されているという問題が発覚しています。これ、大分県のほうで非常に取り上げられて、おかしいんじゃないかということ。それでちょっと調べてみますと、大分県は確かに数字は高かったんですが、それと同時に、奈良県の数字も意外と高かったんですね。それで見ますと、30の市町村が過少交付の対象となっていたと。これ、年度が21年・22年の2年間ぐらいやったかなと思うんですけども、ちょっと、私、その紙を持ってくるのを忘れましたので。そのへんで、過少交付があったということなんですが、それが今はまだこういうふうには補正でも出てきていないんですけどね。その過少交付の件について、町が把握している内容、それとまた、今はこういう状況ですけども、それが、今後いつ整理される見込みあるのかどうかとかね。その流れをちょっと尋ねておきたいなと思うんですけども。

国保医療課長 委員ご質問の調整交付金の再交付等につきましては、平成21年度に実施されました会計検査院の検査で指摘されたものでございまして、国の算定誤りがあり、全国の市町村において医療分に係る普通財政調整交付金が過少交付あるいは過大交付となっていたものでございます。

これまでに奈良県から受けました説明によりますと、平成18年度の普通財政調整交付金の申請から追加されました保険財政共同化事業に係る額の実績報告にあたり、保険財政共同安定化事業交付金の交付額を用いて算定すべきところ、国の説明が誤って、保険財政共同安定化事業の拠出額、いわゆる歳入と歳出の額なんですけれども、これを用いるよう指示されたことが

原因であると聞いております。これによりまして、本町では、現時点での試算ではありますが、平成18年度分が220万1千円の過少交付となっている一方、平成19年度分が35万1千円、平成20年度分が16万9千円の過大交付となっているものと見込まれます。

なお、現在、国において、再交付額及び返還額の確定作業が行われているところをごさいますて、今後、国からその手続きについて詳細な説明があると思われるところをごさいます。ただ、現時点では、過少交付となった分の追加交付につきましては、平成22年度の特別調整交付金、そちらをもって措置されるのではないかという情報を得ているところをごさいますて、返還分につきましては、平成23年度において額の通知のあった確定額ののち、予算を編成させていただきまして、返還のほうをさせていただきたいと考えているところをごさいます。

里川委員 奈良県が割と大きい数字で過少ということだったんです。で、その後、調べてみますと、斑鳩町では、一番新しい情報では、再交付をされるであろうという金額が斑鳩町が155万4千円という数字を、私はつかんでいるんですけども。これも、人口規模とか全然関係なく、こういう数字があるみたいなんで、今、ちょっと課長の説明で、拋出額共同安定化事業の関係で言うたら、高額医療とか、ああいうのんで、その市町村の特徴や、その年度の状況で影響が出てくるから、この金額のばらつきというのは、ああそうなんかというふうには思ったんですけどもね。ただ、斑鳩町が一応、今つかんでいる数字では155万4千円という数字を、ちょっとつかんでいるんですけども、そうしたら、それについては特別調整交付金という形の中で、また今後、返還していただけると。過大やのうて、返さんないかんのやのうて、返してもらえるほうやから、まだましかと思えますけれどもね。せやけど、ちょっとこの流れのなかで、こういう算定ミスがあるって、あったということが、ちょっと信じられない状況もあります。だから、国のやることでも、こうやってミスがあるということで、今後も、ややこしいいろんな計算がありますけれども、担当課としても、ミスのないように、またきちっとやっていっていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にありませんか。

( な し )

委員長 次に、(13)平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、資料13、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、歳入・歳出総括表(案)により説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,969万4千円を追加し、予算総額を16億8,712万7千円とするものでございます。

補正の主な内容といたしまして、最終的な介護給付総額を推計するにあたり、現在の予算額を上回る見込みでありますことから、まず歳入につきましては、給付額に対する法令にもとづく国・支払基金・県・市町村の負担割合に応じ、まず第3款 国庫支出金で1,290万8千円、第4款 支払基金交付金で1,987万8千円、第5款 県支出金で862万6千円、第8款 繰入金において828万2千円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。第2款 介護給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費で3,346万1千円の増額補正、地域密着型介護サービス給付費で1,423万9千円の増額補正、居宅介護サービス計画給付費で275万7千円の増額補正をするものでございます。

次に、高額サービス諸費の高額介護サービス給付費で919万7千円の増額補正、高額医療合算サービス諸費の高額医療合算介護サービス給付費で、129万6千円の増額補正、次に、特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス費で531万円の増額補正をするもので、各サービス合計で6,626万円の増額補正をお願いするものでございます。

また第3款基金積立金におきましては、介護サービス給付の増などにより、介護保険給付費準備基金積立金で1,656万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

よろしく、お願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
里川委員。

里川委員 ここには出てきてないんですけども、地域包括支援センターの委託料なんかにつきましてはね、途中で職員さんが辞められたり、そして、また臨時職員さんを採用したりということで、人の異動が起こっているというような状況のなかではね、当然、当初の、あれ委託やから、委託料として払っているかもわかりませんが、そのへんの変更の額というのはあるんじゃないかなと、委託しててもね。実際にかかっている費用というのがね。そういう差額みたいなのは、どういうふうに関後なるのかなと。最終的な精算という形をとっていただけるのかどうか、そのへんちょっと。

福祉課長 今、委員がおっしゃったように、最終精算でさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 吉野委員。

吉野委員 1つだけ、敬老会の件なんですけども、終わったあとでアンケートとかとっておられると思うんですけども、私が高齢者の方に聞きましたら、大衆演劇も3年続いたと。もうちょっとバラエティがほしいなと聞いたんですけども、それなりに各自治体さんから聞きましたら、あれはよかったというものがあまして、その中で一番経費がかからなくてもね、いいというのは、例え

ば奈良県のアマチュアのカラオケのレベルがすごく高いと。その優勝者などは各地域に出て行って非常に安い交通費だけでいいという方もおられると。それから、ひとつはこないだ近隣町で私も見たんですけども、チャンバラです、大和侍とかいうチャンバラとあって、これが県外、外国まで出かけて行って活躍して大変評判がいいと、これもたまたま私、奈良町行きましたら、この方と出会いまして、せひ要望があれば行かせてもらいたいと。これもまた交通費程度でよろしいということで聞いております。おそらく大衆演劇さんよりは何分の1かなで済むとは、私は思うんですけどもね、来年の話になるんですけども、今から考えておいていただきたいなど、老人さんを喜ばせる対策を考えてもらえたらと思って要望させていただきます。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

( 午前11時55分 閉会 )